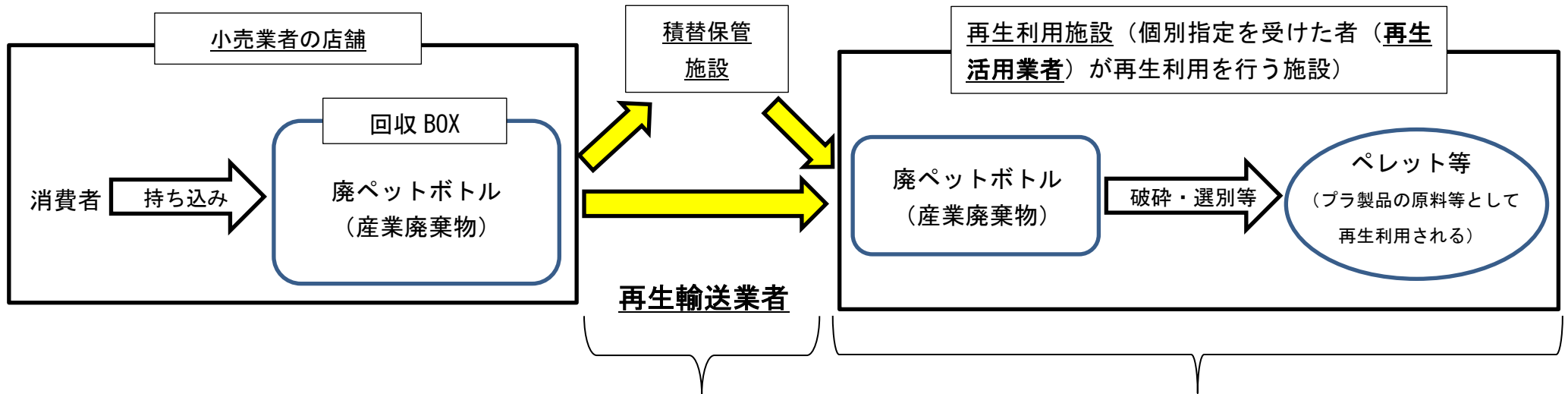


店頭回収された廃ペットボトルに係る茨城県の再生利用指定制度のイメージ図



【一般指定制度】

指定を受けようとする者の申請によらず、再生利用施設（個別指定を受けた者が再生利用を行う施設）に廃ペットボトルのみの収集又は運搬を行う者を「再生輸送業者」として包括的に指定するもの。

【個別指定制度】

廃ペットボトルのみの処分（再生利用）を行う者の申請に基づき茨城県が「再生活用業者」として指定するもの。